

令和3年第1回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年1月19日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 第2次名寄市空家等対策計画について

- ・計画策定に向けて、名寄市空家等対策計画（案）のパブリックコメントを令和2年10月1日から10月30日まで実施した。市民からの意見は特になかった。
- ・前期の計画は平成28年から令和2年度の5年間であったが、今回の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、総合計画との連動を含めて、社会情勢や本市の状況等の変化に応じて見直して行く。
- ・今回改正の大きなポイントは「空家等の除却（解体）」において、空家等は所有者等の財産であり、所有者等が責任を持って対応するのが原則だが、所有者等が置かれている状況は様々であり、中には除却（解体）工事費用を用意することが困難な所有者等がいる。そのため本市では、市民の安全で安心な生活環境を確保し、所有者の自発的な除却を促進するため、危険家屋の除却費用の一部を支援する。

【質疑】

- Q：空家等の対策で相談連絡体制の整備及び具体的な対応は。
- A：空家は所有者に責任があるが、危険箇所及び衛生面を含めて引き続き対応して行く。
- Q：解体補助金は賃貸住宅の老朽化したアパートも含んでいるのか。
- A：解体補助金は個人のみであり、法人は利益を伴う者であるから、可能な施策は検討して行く。
- Q：賃貸住宅は除却補助の対象とならないが、関連部署を含めて今後の対応は。
- A：現在は個人所有のみであり、今後賃貸の危険家屋の発生があれば、新たな検討も必要となる。
- Q：危険家屋の応急的な処置の取り扱いは。
- A：応急処置の費用については、モラルハザードの観点からも所有者に請求して行くことで検討。

【健康福祉部】

1. パブリックコメントの実施について

- ・「第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」及び「第6期障がい福祉実施計画」の素案について、令和3年1月12日～2月10日までの間、パブリックコメントを実施しているとの説明を受けた。

2. 第1回臨時会提案予定の主な補正予算（案）について

- ・新型コロナウイルス感染症対策事業費（ワクチン接種に係る費用）を提案予定。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 国及び北海道の感染状況対策について

- ・現在 11 都府県を対象に 2 月 7 日まで「緊急事態宣言」を発出し、不要不急の外出・移動自粛や飲食店の営業時間短縮、出勤者の 7 割削減などの感染予防対策を要請している。
- ・北海道においては、道内の感染者が増加傾向にあるなど、引き続き対策が必要な状況にあることから集中対策期間を 2 月 15 日まで延長した。今後も感染者が増加する場合は、国に緊急事態宣言の発出要請を検討することとなる。

(2) 名寄市としての対策について

- ・基本的には、北海道の集中対策期間（2 月 15 日まで延長）を踏まえて取り組む。
- ・これまで同様「感染地域への不要不急の往来は控える」、「できる限り同居していない方との飲食は控える」ことを周知する。
- ・広報や市ホームページ、報道機関への協力依頼、公共施設や事業所内でのチラシ掲示などにより、市民への周知及び啓発を行う。

(3) 福祉・医療施設内での検査に対する支援について

① 目的について

名寄市内の医療機関、介護及び障害福祉施設等における職員及び利用者の感染への不安解消や感染者の早期発見のため、新型コロナウイルス感染症に係る検査（抗体検査を除く）を実施する施設に対し、予算の範囲内において検査に係る費用の全部又は一部を補助する。

② 補助対象経費について

本事業のために購入した検査機器及び検査キット、検査の委託等に係る費用とする。

③ 補助金の上限について

施設の従業員数×12 千円（1 回 2 千円×月 2 回×3 月分）＝補助金上限額

④ 補助金の対象期間について

令和 3 年 1 月から令和 3 年 3 月まで

(4) ワクチン接種の取り組みについて

① ワクチン接種までの流れについて

国、都道府県、市町村の役割が示されており、その指示に従い準備を進めていく。

② 国が示しているワクチンの接種時期について

ワクチン接種は、医療従事者が 2 月末（北海道が調整）、高齢者は 3 月末（市町村が対応、当市の対象者 9 千人）からの開始を目指し準備を進めていく。

その後、65 歳未満の基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、一般の方（19 歳以下は未定）の順で予定。

【質疑】

Q：ワクチンを接種するための人の確保及び接種場所については。

A：3 週間で 2 回、約 9 千人（450 人/日）の計画であり、市全体の医療機関で対応する体制を作っていきたい。

Q：福祉・医療施設内での検査について、クラスターを防ぐためには有効であると思うが陽性患者の取り扱い。また、検査の実績報告の取り扱いは。

A：実績報告では検査結果を求めないが、検査で陽性が判明した場合は保健所への報告を義務付け、市立病院で正式な検査を行う。

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年2月9日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行った。

【市民部】

1. 令和3年度第1回市議会定例会補正予算提出案件について

概要について報告を受けた。

2. 年金生活者支援給付金の支給額誤り（過大支給）について

① 令和元年に発生した「申請書の誤送付」について【対象者 305 名】

- ・令和元年 11 月、年金機構の送付した「受給申請書」が対象外の方に誤送付。
- ・支給開始は 12 月であったため、誤支給は生じず。
市から「お詫び文」を対象者に送付。（国からは、後日「不支給通知」等が送付）
- ・原因は、厚労省への提供データを抽出する際の「プログラムの設定誤り」によるもの。

② 今回発生した「支給額誤り」（過大支給）について【対象者 392 名】

- ・上記の修正報告書に必要な「対象者の範囲」「所得情報」が不足していたことにより、補足的給付金の計算に必要なデータが提供されず、誤支給となったもの。
- ・過大支給のため要返還。

③ 原因

- ・電算会社が令和元年の「対象者リスト」を提出する際、年金局からの指示や支給要件等の解釈に基づいて「対象者データ」を抽出したが、「対象者の範囲」「所得情報」が不足したもの。

④ 顛末

- ・令和2年 10 月 厚労省から指摘、
 - ・令和2年 11 月 年金事務所に修正データを提出
 - ・令和3年 2月2日 厚労省から連絡あり
 - ・令和3年 2月3日 「紙リスト」の受取（旭川年金事務所、電算会社が代理受取）
 - ・令和3年 2月8日 「詫び状」の送付
 - ・令和3年 2月9日 日本年金機構から「詫び状」「支給額決定通知書」等を送付
- ※なお、厚労省の公表は「4月予定」と聴取。自治体は「詫び状」発送後、公表可。

【質疑】

Q：8日・9日と対象者に文書が届くが、具体的な対応は。

A：市民年金係でも対応するが、返還対応の詳細は分からないので、最終的な対応は日本年金機構となる。

Q：電算会社の認識不足との説明であるが、今回の事態について道内自治体との協力体制は。

A：電算会社には、令和元年度に改善依頼を行っている。今後は、前回の対応を含めて、担当者だけでなく、市理事者から申し入れを行う。他市との連携した申し入れについては、今後の協議となる。

Q：名寄市としてチェックできるシステムになっていないのか。

A：対象者抽出は委託会社で行っており、プログラムは市単独では確認できないシステムである。

【健康福祉部】

1. 条例の一部改正（案）について（令和3年第1回定例会提案予定）

概要について報告を受けた。

2. 第1回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

概要について報告を受けた。

3. しらかばハイツ利用者及び介護職員等の状況について

しらかばハイツの令和元年度及び令和2年度（2月迄）の利用者数並びに介護職員状況の説明を受けた。

- ・利用者数は定員80名に対して、64名～70名で推移。
- ・介護職員は正規・準職員を含めて37名の定員であるが、募集を行うも33名前後で推移し、職員の定数には至っていない。
- ・2月1日より清峰園より1名異動し、しらかばハイツ内の職員内で業務を分担しながら対応しているが、職員不足は以前より厳しい状況にある。
- ・要介護度別利用状況も4.37で全国平均介護度3.95を上回っている。
- ・今後も、一人でも多く入所できる体制で進めていきたい。

4. 公立南保育所等の基本設計の進捗状況について

- ・特徴として、中庭を設けた口の字型の施設。合理性の高い形状のため面積効率が良く、遊戯室などの大空間の構造負荷も少ない。保育室を基準内（有効面積を確保）で縮小。
- ・都市公園法の占有を適用し、花園公園の敷地30%を保育所敷地として占有する。
- ・建物は垂直に伸びる2階建てで、施設内の視認性を確保した見守りやすい施設とした。
- ・敷地内通路は一方通行とし、駐車場は現在の市立病院職員駐車場も利用する。

【質疑】

Q：保育所と住宅街の距離と冬場の除雪対応は。

A：距離は計画の段階であるが概ね16m前後である。除排雪については十分な体制を取っていく。

Q：1月29日に1区町内会で説明会を開催し、外構廻りを含めた東側出口除雪について検討するとの事であったが、回答時期は。

A：施設全体の安全・安心な運営について、各部署間で庁議やローリングを通じて協議していくので、すぐ回答することはできない。

Q：都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の都市誘導区域の初めての事業であるが、申請時期と補助率は。

A：令和4年度の事業が対象となるように対応していく。補助率は50%である。

5. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染予防対策について

国では新規感染者は依然として高い水準にあることや、重症患者や死亡者が増加している状況を踏まえ、10都府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長した。北海道においても、同様の感染状況にあることから感染対策を継続している。

①北海道の感染状況及び感染予防の「集中対策期間」について

新規感染者は減少しているものの依然として高い水準にあり、石狩地方等においては医療現場がひっ迫している状況にある。特に小樽市での感染者が急増していることから、「感染リスクを回避できない場合には、小樽市との往来を控えること」を感染予防対策に追加し、道民に周知している。

②本市の対策について

基本的には、北海道の感染予防対策に準じた対応を進める。

2月17日に市内の事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症対策に向けた勉強会」を開催する。

(2) 新型コロナウイルスワクチンの接種の実施について

国において、ワクチンの接種時期については2月中旬から医療従事者、4月からは高齢者へ開始することで準備が進められている。

ワクチン接種については、上川北部医師会の協力をいただきながら対応していく。

①対策本部内に「ワクチン接種対策チーム」の設置について

対策チームのメンバーは、立ち上げ時は総務部・健康福祉部・市立病院・国保診療所を中心に構成し、必要に応じてメンバーを補充していく。

②接種に関する準備状況について

接種開始時期については、ワクチンの配送時期及び量が決まっていないので、現在のところ未定。

ア) 接種人数について

- ・高齢者：9,255人
- ・高齢者以外の対象：14,811人

イ) 高齢者への集団接種について

- ・名寄地区⇒名寄市民文化センター多目的ホールを予定。
- ・風連地区⇒ふうれん健康センター又は風連児童クラブなどの公共施設で検討。
- ・智恵文地区⇒接種会場を設置するか又は送迎により対応するか、医師・看護師の確保状況等勘案。

【市民福祉常任委員会テーマ推進に向けて】

- ・現在までのテーマ毎の推進状況の確認を行い、今後の対応について協議を行った。
- ・令和2年10月実施の「市民アンケート」で所管に係る内容について、4月中旬までに整理する事を確認した。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 3 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年2月25日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査及び付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 「第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」(素案)及び「第6期障がい福祉実施計画」(素案)に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

- (1) 「名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」(素案)に対して、市民からの意見はなく、素案に基づき策定することとした。
- (2) 「第6期名寄市障がい福祉実施計画」(素案)に対して、1件の意見をいただいたが、内容の検討を行った結果、素案の修正は行わず原案どおりとして策定することとした。

2. 令和3年第1回定例会付託議案第2号 名寄市介護保険条例の一部改正について

令和3年第1回定例会付託議案第2号の名寄市介護保険条例の一部改正について、「介護保険制度の仕組み」「介護保険の財源構成と規模」「介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化」「新たな介護保険施設の創設」「総費用等における提供サービスの内訳」等についての説明を受け質疑を行った。

【質疑】

Q：決定作業のプロセスの説明で、短い日程の中で納付額の決定後キップが送られるわけだが、市民への周知を含めての対応スケジュールは。

A：現在、議会に提出して審議をされており、決定した段階で8期計画の内容も含めて全市民に周知したい。広報に分かりやすく掲載したり、ホームページ等様々な形でPRしていきたい。決ったらすぐに周知を進めたい。広報は5月号を予定しており、それ以前はホームページや他の媒体で行う。

Q：3年に一度の改定時期は、毎回同じタイミングだと思うが、提案がこの時期になる流れについて改めて詳細な説明を。

A：国の見える化システムを活用し、過去の実績も踏まえて関係のデータを活用しながら推計を行っており、例年12月頃に概ねの上げ率が発表され、1月明けには国の上げ幅、率が確定し、1月末くらいでないと給付費が定まらない状況となっている。現状の制度ではこの時期での提案が精一杯と考えている。

Q：市で設置している、特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」の定員に対して不足の状況にあり、サービス供給体制が追い付いていない現状で、保険料値上げについて市民理解を得られるのか。

A：施設利用は定員ではなく現状の施設利用人数で算定している。居宅、例えばヘルパー、デイサービスの利用が第7期の見込みよりかなり上回っており、今回の上がる要因の一つであると判断している。

Q：第8期に向けて新しい施設の詳細な内訳と介護職員の確保の見通し、令和4年度より介護保

険事業費が大幅なアップとなっているが、施設との関連は。

A：今後の施設運営で、調査では特に新規の予定はなかったが、第7期での予定が第8期にずれ込んでおり影響が出てくる。それ以外の介護医療院については、現状の医療療養病床からの転換ということで、その施設は介護職員の確保は出来そうな状況である。しかし、新規就労者が増えていない状況の中、必要な介護職員は確保していかなければならない。令和4年から標準給付費が伸びている理由は、施設の開設によりアップとなっている。

Q：介護医療院からの転換は一定程度の職員はいるとのことだが、新しい施設も職員の目処が概ねついているとのことだが、入所者の数はどれ位増えるのか。

A：転換ということで介護医療院は一応60人。グループホームは27人定員が増える。特定施設は、29人増える。

Q：第8期の給付費見込みで17%程度増加を見込んでいるが、低所得者軽減強化で公費負担の充当を行っているところがあるが、名寄市の保険料積算はどのようになっているのか。

A：第1段階で0.2%（14,000円減）、第2段階で0.15%（10,600円減）、第3段階で0.05%（3,500円減）と、各々年額で公費負担される。

Q：今回、基金を取り崩して繰り入れしているが、622円のうち影響額は。

A：7期と比較すると1,106円上がるが、今回基金を1億4千万円投入することにより、484円下がることになる。

Q：今回、基金を大体半分ほど繰り入れた考え方は。

A：今後の高齢者人口の推移の中で、65歳以上の第1号保険者が減少傾向に、後期高齢者が増加してサービスの提供量が増えていく。一定の基金を確保して急激な介護保険料の改定並びに施設整備等に耐え得る対応として、1億円強の残額とした。

※ 質疑の中で次回委員会での資料請求として、①「見える化システムの高齢化率がわかる資料」、②「過去5年間の基金の流れ」を求めた。

※ なお、今回の622円値上がりと施設整備の関係の資料提供を受けることとした。

次回委員会は、3月4日（木） 10時～ を確認し閉会した。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年3月4日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査及び 付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 令和3年度税制改正の大綱（概要）について

令和3年度の税制改正大綱（概要）について、資料に基づき説明を受けた。

- ・令和3年度の税制改革関連について、毎年法案成立が3月末となることから、新年度に入ってから臨時会の中で、専決処分を報告し承認をお願いしたい。
- ・本市の国民健康保険の現況であるが、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となる都道府県単位化がはじまり、名寄市は毎年度、北海道から示された納付金を納めている。
- ・近年、加入者の減少による税収減や令和5年度まで続く前期高齢者交付金の清算金の支払いによる影響で、納付金を納める税収が不足している。
- ・本市の国保は、これまでも基金を運用しながら財政運営を行ってきた。
- ・令和2年度の決算、令和3年度の当初賦課の状況、あるいは令和4年度の納付金額によっては、基金が底をつくことが想定される。
- ・今後、運営協議会で協議を重ね、本市の国保財政の状況を慎重に判断していく。

【質疑】

- Q：納税環境関連にかかわって、押印義務を廃止していくとあるが、現行の様式を廃止して新たな様式に変更するのか。
- A：押印様式等、現在洗い出し作業を行っており、作業的にはさほど多くないので、新年度から必要がないものについては、削除した様式で運用したい。

【健康福祉部】

1. 令和3年第1回定例会議案第2号 名寄市介護保険条例の一部改正について

- ①第3回委員会で資料要求のあった「見える化システムの高齢化率」及び「過去5年間の基金の流れ」について、資料に基づき説明を受けた。
- ②広報での周知については、議会最終日の3月22日に可決されれば、翌日中に確定原稿を仕上げ、4月広報で市民周知していきたい。

【質疑】

- Q：介護給付費準備基金は、毎年あまり増減はないが残額水準はどのように設定しているのか。
- A：保険者機能強化推進交付金については、平成30年度から交付されているもので、介護予防とか重症化予防に充てることで交付されている。本市の場合、例年500万円前後交付されている。第7期計画においても極端に給付費が伸びたりとか、不測の事態に備え残してきたが、施設関係の整備遅れ、見込みより給付費が下がったこともあり増えたが、残額設定の決めは特にない。

- Q：第7期計画予定の中で施設実施計画が延びて基金が増えた状況もあるが、令和3年度の予算において、色々な対応を含めての検討はされたのか。
- A：第8期の計画においても、予定されている施設について個別に確認を行い予算計上している。また、介護給付費が伸びた場合の保険料が上がることの想定や、基金については、1期毎の管理も大切であるが、将来的な事も勘案しながら管理している。
- Q：介護医療院へ転換する施設で、現在の入院患者は今まで通り、そこでの利用は可能なのか。
- A：第8期で計上している介護医療院については、医療型の療養病棟から施設を若干改修して移行するので、基本的には利用者には迷惑をかける状況にならないと聞いている。
- Q：施設は増える計画だが介護職員の対応は。市民アンケートで包括支援センターの業務内容が知らないとの意見が多いが、同センターの取り組みが重要であることに対する考え方は。
- A：第8期で計画されている施設の介護職員については、対応可能と確認している。地域包括支援センターの業務については、総合的な相談ができると色々な場で話をしている。この間、給付費が増えるという中では、介護予防、フレイル予防とか認知症予防などについて中心的な役割を果たしていく。今後もPRを強化して対応していく。
- Q：包括支援センターの利用に向けて、その部署を利用（相談）するまでの取り組みが重要であると考えが。
- A：日常的には民生委員やケアマネジャーを通じて、色々な関係機関、団体の職員と連携して対応しているが、今回整備しているICTの関係もつながりを深め、連携をとりながらサービスを充実させていく。
- Q：介護老人福祉施設の人数は第7期の現状人員を基にしているのか。また、今後増える施設利用の給付費負担と名寄市外の利用者への負担は。
- A：介護老人福祉施設に限らず、他のサービスメニューがあるので推計も含めて試算している。今の特養については、名寄市外もいる。今回整備する介護医療院は違うが、残りは地域密着型であり、基本的には名寄市民の利用である。現状の介護医療院での市内・外の利用状況が把握できないので、変わってくる可能性はある。
- Q：基金の運用で、第1段階から第3段階での緩和措置か、全体での運用なのか。
- A：基金の運用については全体の基準額を下げるために投入している。
- Q：介護職員の募集について一時期資格の支援があり増えたと思うが、今後の募集・確保に対する対応は。また、人材確保で外国人の採用は
- A：現在、就職支援金、初任者研修・実務者研修の自己負担費用の助成を行っており、今年が助成制度の最終年度となるので、今後協議を行っていく。外国人を含めて人材確保は重要な課題と思っており、他市並びに色々な情報を収集し検討していく。
- Q：今回の値上げ対象者は、ほぼ年金受給者だと思うがコロナ禍で困っている関係性への対応は。
- A：値上げは年金受給者がほぼ対象となるが、年金額が下がった状況ではなく、昨年より国の施策も含めて経済対策の支援も行っており、直接的には影響は少ないと思っている。
- Q：他市町村によって基金の運用の違いもあるが、他市の状況について資料要求を求めたい。
- A：近隣市町村を含め、情報を頂ける自治体の資料を提供したい。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種について

北海道の対策本部会議の資料に基づき説明を受けた。

次回委員会は、3月11日（木） 10時～ を確認し、閉会した。

第 5 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年3月11日	会場	第1委員会室	案件	付託議案の審査及び所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 令和3年第1回定例会付託議案第2号 名寄市介護保険条例の一部改正について

会議の冒頭、上川北部及び道内各市の保険料基準額（月額）への介護給付準備金取崩の比較資料の提供を受けた。

【質疑】

Q：各自治体も基金の運用については苦勞されている状況にある。名寄市の1億4千万円の取崩の考え方と、第8期の取り組みは理解するが、第9期に向けての計画はあるのか。

A：保険料の上げ幅を抑えつつ安定的に介護保険事業を運営するために、一定額を残す。しかし、将来を見据えた中で新たな施設整備は検討する必要がある。フレイル予防やICTと連携し保険料を上げない施策の充実も必要である。第9期の施設整備は把握していないが、新たに給付費が増える場合は基金より出していく。また、保険料の値上げにも対応するため、基金半分の取崩である。

Q：8期計画期間内で値上げをしない理由で、基金50%を残すという考え方についての根拠は。

A：基準額については他市の動向も見ている。給付を下げるには健康でいる事、事前予防が大切である。また、公費負担（国・道）の割合を変えるように、今まで同様要請していく。

Q：介護保険は2000年にスタートしたが、今回の負担は大きく、思い切った基金の取崩が必要では。

A：この間、消費税を含めて負担は増えてきている。一自治体での対応は難しい。機会ある毎に要請していきたい。

【委員間議論】

委員間議論では「値上げしないことが理想だが、今後の状況を見据えると致し方ない」と賛成する意見が多数であったが、一方では「給付費が下がる取り組み強化を要望する」という、介護予防の重要性を訴える意見もあった。

採決の結果、令和3年第1回定例会議案第2号「名寄市介護保険条例の一部改正について」は、賛成多数により、原案の通り可決すべきものと決定した。

2. 新型コロナウイルス感染症検査費用等補助事業実施状況

名寄市の病院・診療所、介護保険サービス提供法人、有料老人ホーム、障害者支援施設等運営法人における、対象事業所数及び申請内容についての説明を受けた。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 6 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年4月15日	会 場	第1委員会室	案 件	所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 名寄市空家等の適正管理に関する条例(素案)のパブリック・コメントについて

名寄市空家等の適正管理に関する条例(素案)を、4月20日～5月19日にかけて、パブリック・コメントを行うとの報告を受けた。パブリック・コメント終了後、第2回定例会へ提案予定。

【質疑】

Q：条例の概要項目で、助言と指導の違いは。

A：助言はお願いを含めた対応であるが、指導は条例に基づき、より強い指導書を含めて明確にしている。

2. 名寄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

概要について報告を受けた。

なお、施行期日が4月1日からであり、専決処分を行い、次回臨時会で報告される。

3. その他

- ・緑丘共同墓地及びとなみが丘霊園で、灯籠・墓石・墓誌等の雪害による倒壊の影響が出た。
- ・市民団体（なよろシビックテック）より、ごみの分別を自動案内する LINEbot（ラインボット）の構築技術、データを市へ無償提供を受けた。3月末から公式アカウントとして運用しており、既に 200 件の登録があった。

【健康福祉部】

1. 条例の一部改正について

概要について報告を受けた。

なお、施行期日が4月1日からであり、専決処分を行い、次回臨時会で報告される。

2. 新型コロナウイルスのワクチン接種について

(1) 発送する接種券について

高齢者（S32. 4. 1以前に生まれた方）約9,000人に4月末までに配達完了予定。

(2) ワクチン集団接種実施訓練について

4月20日、13時30分から市民文化センター多目的ホールで実施。風連地区は別途実施。

(3) ワクチン接種の予約について

① 予約方法 ⇒ コールセンター、LINE、WEB(市HPからWEB予約サイトへアクセス)

② 電話番号 ⇒ 0120-746-489（4月26日から問い合わせ対応開始）

(4) 先行接種用ワクチンの使用について

保健所が所在する自治体に4月19日の週に1箱(195バイアル×5回分=975回分)供給される。

- ① 特別養護老人ホームでの接種予定(4/26 清峰園、4/28 しらかばハイツ)
- ② 医療従事者等への接種は先行接種用ワクチンも使用し、4/24 から25日の予定。
- ③ 消防職員への接種は、市立総合病院で4/26日の週、5/17の週に接種する予定。
- ④ その他集団接種会場へ来場できない高齢者施設入所者等は、各施設内での準備状況及びワクチンの供給状況により、随時、施設内で接種予定。

(5) ワクチン集団接種について

- ① 名寄地区は、5月14日から開始予定(会場は、市民文化センター多目的ホールで実施)
- ② 風連地区は、5月18日から開始予定(会場は、ふうれん健康センターで実施)
- ③ 智恵文地区は、5月及び6月に各1日(土曜日)に実施(会場は、智恵文支所で実施)

(6) 集団接種会場への送迎方法について

基本的には、自家用車、自転車、徒歩等、各自で来場。交通手段がなかったり、家族等の協力が得られず、来場できない方の送迎支援のため、ハイヤーチケットを1人4枚(2回接種×往復分)で、1回1,000円までの上限で配布する。

(7) 市民への周知について

今回、高齢者(65歳以上)に接種券を送付するが、5月以降のワクチン供給量が示されていないことから、ワクチンの接種(予約)日程を郵送案内と一緒にお知らせできない。

今後も、広報やホームページ、報道機関等の協力を頂き、随時知らせていく。

【質疑】

Q: ワクチン予約は本人ではなく、代理人でも可能なのか。

A: 予約券には、接種券番号が記載されており、生年月日がわかれば受け付ける。

Q: 高齢者施設における、本人の意思表示確認の方法は。

A: 施設内の高齢者は市で把握しており、ご家族の同意を得て対応する。通常のインフルエンザ予防接種と同様の対応である。

3. 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)について

国において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を5月末までに支給するため、臨時会で補正予算(案)を提出する準備を進めている。

4. その他

- ・こどもの遊び場整備事業は、7月～10月末までに整備し、11月1日開館予定。
- ・保育所整備事業の基本設計内容は、5月の常任委員会で報告する。

【名寄市立総合病院】

1. 令和3年度、名寄市立総合病院業務体制について

- (1) 常勤医の状況は、診療科により増減はあるも、62名体制。
- (2) 旭川医科大学、救急医学講座前教授の前田智氏を救命救急センターの顧問として任用した。
- (3) 研修医は、一年次・二年次を含めて8名(増減なし)で、医師総数は4月1日現在72名である。
- (4) 看護職員(正職員)の採用は、4月新採用26名【新採用23名(名寄市立大学出身者は9名新採用)、再任用3名】で、看護師総数は292名である。
- (5) 医療技術等職員の採用は1名(診療情報管理士)である。

総職員数は、770名で、前年比較で増減なしである。

2. 令和2年度、患者満足度調査結果報告について

- ① 患者満足度調査は、提供している医療サービスをはじめ、接遇や対応、施設・設備に関わる患者の意見を集め、質の高い医療を提供することが目的で、例年行っているが、昨年は10月に実施した。
- ② 外来は、患者3,101人のうち、調査票を配布できたのは496人で配布率は16%であったが、回収率は、100%であった。
 - ・外来では駐車場の利用について、曜日と時間帯よって混雑は避けられない状況である。
 - ・会計の待ち時間は、計算時間の短縮などにより満足度が上昇した。今後は自動精算機の効果が期待される。
- ③ 入院は、479人のうち、213人に配布し配布率は44.5%で、回収率は63.4%であった。
 - ・入院については、手術内容や看護職員の対応、食事など、前回とほぼ同じ結果であった。

3. その他

新型コロナウイルス感染症対策状況報告について

- ① 発熱外来、検温対策は継続して行っていく。
- ② 医療従事者のワクチン接種は、3月から1回目を実施して8割方接種完了。4月5日から新規採用を含めて2回目を実施。職員と委託業者は4月23日に接種終了を予定している
- ③ 4月26日、未接種の新規採用及び消防職員の接種を行う予定。
- ④ 接種後のアナフィラキシーショックについては、1回目の接種はないが、2回目の接種で3割弱が発熱倦怠感が見られたが、回復している。
- ⑤ 名寄市立総合病院は基幹型の病院なので、ワクチンの受取、配達への対応整理を行っている。

個別テーマ推進に向けて

テーマ「高齢化社会における健康寿命の延伸について」

サブテーマ：フレイルを予防して健康寿命を実現

- ① 上記テーマの推進に向けて、昨年は市民アンケートの結果を基に、所管部毎の問題点を抽出した。
- ② 今回は「名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」のアンケート結果を、4月下旬までに整理することとした。
- ③ 上記の内容を整理した後、担当部署との意見交換を行う。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みは、別途の扱いとして取りまとめる。
- ⑤ コロナ禍の中、テーマ推進に向けては、現状でできる事は何かを模索して取り組みを進める。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 7 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年5月20日	会 場	4階大会議室	案 件	所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 令和2年度及び令和3年度健康福祉部関連事業概要について

各課の取り組み事業概要について、資料提供を受けた。

2. 保育所等整備事業及びこども遊び場整備事業について

保育所整備事業についての本設計コンセプト、及び遊び場整備事業の概要説明を受けた。

【質疑】

Q：保育所送迎車が西から東へ一方通行となるが、一般の利用は可能なのか。

A：一般道ではないので、運用時には看板等を設置して保育所送迎車のみとしたい。

Q：保育所駐車台数が、基本設計よりも少なくなっているがその理由は。

A：外構工事を含めて今後の変更もあり、効率的に利用できるように安全性を含めて検討していく。

Q：遊び場整備事業はプロポーザルだが申請業者は。運用にあたり設置条例の必要性は。

A：申請業者は1社であるが、通常通りの審査を行う。委託運営なので要綱で定め運用していく。

3. 令和3年第2回定例会提出予定の議案について

条例の一部改正と補正予算の考え方についての報告を受けた。

4. 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

(1) 名寄市の感染状況について

① 5月15日からの感染者について

② 濃厚接触者及び低リスク接触者の検査について

③ 今後の対応について

(2) 名寄市内への感染状況を踏まえての感染拡大防止の対策について

① 市民への注意喚起（周知）について

② 屋外施設の対応について

(3) ワクチン接種予約について（5月25日から次の予約を受け付ける。）

5. 医療介護連携システム運用アドバイザー業務委託における補正について

補正についての考え方の報告を受けた。

【名寄市立総合病院】

1. 条例の一部改正について

名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、報告を受けた。

2. 病院事業に係る債権（診療費）の放棄について

患者が破産、死亡等の理由により回収の見込みのない診療費の債権について、名寄市債権管理条例に基づき放棄したとの説明を受けた。

3. その他

(1)名寄市立総合病院医療従事者等用コロナワクチン接種実績について

職員総数 755 名中、接種済（予定）人数は 722 名（96%）で、6/4 までに接種希望者全員 2 回接種完了予定

(2)NPO 法人卒後臨床研修評価「Excellent 賞」受賞について

平成 29 年に初めて「NPO 法人卒後臨床研修評価機構（JCPEP）の認定を受けた。今年 3 月 12 日に更新となる訪問審査で、「4 年認定」のほか、「Excellent 賞」という光栄な賞を受賞した。

道内の臨床研修病院 56 施設中、12 施設が認定病院となっており、その中で名寄市立総合病院が初受賞で、全国認定病院 290 施設うち 16 番目の受賞となった。

【市民部】

1.名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

名寄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について報告を受けた。

2.市税のコンビニ収納・スマートフォン決済の利用状況

4 月末現在のコンビニ収納・スマートフォン決済での収納状況は、112 件(速報値)である。

令和 2 年度分の課税分及び令和 3 年度使用料 4,000 件のうち、約 3 割はコンビニ収納となる見込みである。

3.名寄市合同墓について

4 月 12 日より申請受付開始、4 月末現在で 21 件（40 骨）となっている。

4.高齢者等ごみ出し支援事業について

ごみ出しが困難な世帯の方が、住み慣れた地域で自立した日常生活を続けられるよう、訪問介護員等の協力によってごみ出しの支援を行う。申請受付状況（4 月末現在）15 件。

5.令和 3 年第 2 回定例会の主な議案について

補正予算及び債務負担行為の報告を受けた。

6.令和 2 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

・令和 2 年度の決算は、形式収支（歳入－歳出）で 7,624 千円（令和 3 年度へ繰越）

・実質単年度収支（形式収支－前年度繰越金）＋基金積立金－基金繰入金

▲75,068 千円＝（7,624－33,582）＋5－49,115

・令和 3 年度末残高見込みから、令和 4 年度の予算組みは厳しい状況にある。

【個別テーマ推進に向けて】

テーマ「高齢化社会における健康寿命の延伸について」

サブテーマ：フレイルを予防して健康寿命を実現

① 名寄市第 8 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画のアンケート結果集約

② 名寄市医療介護連携 ICT 事業の進捗状況の研修会を後日開催する。

③ コロナ禍の中で、各常任委員会テーマ推進において課題が出ており、今後の進め方について、委員長会議で検討して頂く。

以上

第 8 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年6月28日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の審査及び付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員	東 千春				

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染状況及び感染対策について

国及び北海道の感染予防対策に沿って、名寄市は北海道の感染予防対策に基づき、市民への周知・注意喚起を継続して取り組んでいく。

(2) ワクチン接種について

① 高齢者の接種状況について（6月27日現在）

高齢者接種券発送人数 9,142 人、接種希望者 8,085 人（88.44%）

接種希望者に対する接種済率 1回目 83.83% 2回目 39.37%

接種希望者は、7月27日に終了予定。7月4日で予約受付を一旦休止とするが、希望者は、64歳以下の方の接種と並行して予約・接種ができるように対応する。

② 優先（先行）接種について

基礎疾患を有する方（約800名程度）については、7月7日～7月15日の間で1回目の接種を行う予定。

③ 職域接種について

名寄市立大学において、6月29日から職域接種を実施する。名寄商工会議所でも職域接種の申請をしていますが、ワクチン供給量の関係で、開始時期の見通しは立っていない。

④ 64歳以下の予約及びワクチン接種日程について

接種券は7月上旬までにお手元に届く予定。予約受付開始日は年齢区分を3グループに分けての予約となる。

2. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金や総合支援資金等の貸付が限度額に達し、特例貸付制度を利用できなくなった世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、対象要件、支給対象者・支給額等を定め、7月1日から8月31日まで、申請を受け付ける。

【市民部】

1. 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について

名寄市空家等の適正管理に関する条例案について、資料に基づき説明を頂き質疑を行った。

【質疑】

Q：第8条に助言又は指導の文言があるが、指導内容の具体的な対応は。

A：助言とは、お願いを含めた適正管理である。指導については、より強い形で改善についてフォーマットを決めて進めていきたい。中身的には話し合いで解決していくのが一番良いが、相手によって音信不通になる場合もあり、個別のケースで対応したい。

Q：指導における具体的な対応について、一定のルール決めが必要では。

A：これからの運用に向けて一定のルール決めは必要であり、再度固めていく。

Q：今回提案の空家等の適正管理に関する条例と、先に条例設置されている空家対策協議会との位置づけと、特定空家との関連性は。

A：空家等対策協議会には今回の条例提案について、コロナの影響により書面開催で意見を聞いている。特定空家となると、指導・勧告・命令・代執行というのが先に見えてくる部分であり、協議会にも諮っていくべきと考えている。今回の条例提案は、よりスピード感を求められるケースを想定し、行政である程度、意思判断をしていきたいと考えている。

Q：特定空家への過料を設定しなかった理由は。

A：今回の条例は、助言・指導という手段を明確にしている。過料を設けなかった理由は、あくまでも話し合い前提に対応し、急いで実施するときは期限をきった請求を行い、それが払われない場合は督促などを行っていく。

Q：専門的な知識を有するものその他必要な者を同行させ意見を求めるとあるが、空家等対策協議会との関連性は。

A：立ち入り調査は必要最小限の人数で行うものと認識しており、専門的な知識を有するものとは、建築課の職員または、専門的な業者である。協議会には、結果を報告する。

Q：第2条定義の部分で、市民等という字句を入れた方が良いのでは。第5条の管理不全な状態にある空家等の情報提供という見出し文言の理由は。第9条緊急安全措置の第3項に、緊急安全措置を行うという文言追加が必要では。第10条の関係機関の要請で、誰に対して要請を行うのか。

A：第2条の定義で市民等について必要ではないかとの事であるが、最初に入れて検討したが、整理をする中で、一般的な市民等の観点でわかると思入れなかった。第5条については、管理不全な状態にある空家等の情報提供について、市民の責務ということで、よりわかりやすい見出しとした。第9条の3項については、法制と協議しあらためて答弁する。第10条の要請については、関係機関という部分で伝わると考えている。

Q：第5条の表題は、市民の役割とか情報提供では。第10条関係機関への要請は理解するが、関係機関に対して必要な措置を要請できるという文章では。

A：市民等とは、市内に居住・滞在また通勤・通学に加えて、市外から来た方も含めて幅広く情報提供を頂くことで定義している。第10条の表現については、法制と協議し答弁する。

Q：第5条の情報提供するよう努めるものとする文言の経緯は。第10条必要な措置とは何を想定しているのか。

A：今回の条例は、市民に危害を与えたり、建物とか切迫性が高い、緊急性が非常に高い部分をなんとかできないかというところを想定した条例となっている。普段から助言だとか指導している空家が、突然危険になる場合があり、そんな時に緊急的な応急措置を含めて対応していきたい。

Q：第2条の定義で特定空家の明文化がされていなく、立ち入り調査での対応があるが関連性は。第9条2項の通知すべき所有者の氏名又は所在を確知することができない場合という部分で、固定資産台帳との関連性は。今回の条例と空家等対策協議会との関連性は。

A：今回の条例で特定空家の定義がないのは、特定空家にしない場合でもスピード感を持った対応をして行きたいとの考えである。また協議会では特措法による部分で無関係ではない。特定空家に認定するためには、手続きを含めて相当の期間が必要であり、今回定めている緊急安全措置はその認定をしないで対応できる。固定資産税の台帳登記と実在の方が違う場合もあり、こうした所有者が不明な場合の対応も規定している。

Q：定義に特定空家の項目がなく、立ち入り調査で特措法の関係と、今回の条例提案と協議会条例の関連性について再度の説明を。現状の空家の件数は。

A：今回の条例の立ち入り調査は、所在調査を行ったときに必要と認める場合対応できる。特措法では特定空家の手続き中では対応ができず、幅広く立ち入り調査ができる作りになっている。空家対策協議会との関係性であるが、今回の条例は緊急性を要する場合の対応が一番であり、協議会には報告を含めて意見をいただく。空家は平成 29 年度で 249 件である。

Q：空家 249 件の固定資産税等は把握されているのか。

A：249 件については、目視、敷地外からの現地調査も行い確認している。個人情報把握までは行っていない。

Q：第 4 条の所有者の責務で、常に適正に維持管理を行わなければならない事の意味合いは。

A：所有者は他人に損害を与えない範囲で自由に使う権利はあるが、他人に障害を与えた時は、被害者に対してその損害賠償責任を負うことになっており、所有者は他人に損害を与えないように、常に管理するという意味合いである。

以上で、審査は終了し、次回は 7 月 7 日、13 時 30 分からを確認した

第 9 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年7月7日	会場	第1委員会室	案件	付託議案の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について

前回の委員会で持ち帰りとしていた、2点、第9条第3項及び第10条の考え方についての報告を受け、引き続き、名寄市空家等の適正管理に関する条例案についての質疑を行った。

【質疑】

Q：第9条は理解するが、第10条に関しては、誰に対して要請するのか、条文から読み取れない。

A：条文の警察その他関係機関と連携し必要な措置を要請すると記載しており、これで意味が通じると考えている。

Q：第7条第2項で、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができるとあるが、その基準を規則、要綱で定めていくと思うが、その考え方は。

A：規則についてはいただいた意見も参考に今後検討していく。

Q：規則の作成は条例公布と同じ時期に出来上がっているのか。

A：条例施行の期日には規則は出来上がっている。

Q：第4条の所有者等について、空家等が管理不全な状態にならない適正な維持管理に向けては、適正な周知方法が必要では。

A：周知については今までも行ってきたが、非常に大切な事なので、さらに周知をしていきたい。

Q：第7条の立ち入り調査について、所有者が地元にはいない場合とか、持ち主から拒否をされた場合の対応は。

A：立ち入り調査については、所有者等の同意を得られない場合でも必要性によっては基本的に実施したい。市民の安全を確保するため、屋内を除く敷地内の調査を基本的にを行う。

以上の質疑の後、委員間議論を行った。

《委員間協議》

1. 第10条の関係機関への要請の考え方について、条例では国の制度及び他市の条例を参考にされており、空家等対策協議会との関連性を含めて、運用にあたり規則の中に明示して頂く。
2. 第2条の定義についても、分かりやすい規則内容にして頂きたい。
3. 第5条の市民等については、名寄市基本条例の中で市民の定義がなされているので、それを指すものであると理解して良いのでは。

委員間協議の後、採決を行った。

採決の結果、令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、全会一致で決定した。

なお、この結果については、第3回定例会初日に委員長報告を行うが、内容については、正副委員長に一任することで確認した。

また、7月12日に予定をしていた委員会は、本日の結審により開催しない事を確認した。

委員会を休憩し、健康福祉部、守屋参与より「名寄市医療介護連携ICTシステム」の運用開始に向けて、懇談会を開催した。

守屋参与からは、ネットワークの名称「ポリスネットワーク」並びに医療・介護の連携サービスの目的、具体的な運用等、詳細な説明をいただいた。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 10 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年8月19日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 令和2年度市税収納状況と道内都市における名寄市の収納率について

(1) 令和2年度市税収納状況について

① 現年課税分は、令和元年度に続き、2年連続で市税収入額が31億円超となる。

・市税調定額合計：3,145,016,095円（前年比34,484,897円増）

・市税収入額合計：3,135,180,970円（前年比30,309,968円増）

（増加要因は、個人市民税及び固定資産税の大規模建築増による。）

② 滞納繰越分

・市税調定額合計：11,545,554円（前年比21,917,464円減）

・市税収入額合計：3,630,661円（前年比1,028,520円減）

(2) 道内都市における名寄市の収納率について

・名寄市の市税総合の収納率は99.4%で、前年度より0.5ポイント上昇し全道2位であった。

・現年度課税分の収納率は99.7%で、こちらも全道2位であった。

・一方、滞納繰越分は、前年度より17.5ポイント上回る収納率31.4%で第6位であった。

【質疑】

Q：滞納繰越分が増えた理由は。

A：市税調定額が前年より減っており分母が小さくなっている。滞納額が多くならないうちに早めに徴収している対策も好影響があるのでは。

Q：道内において収納率が2番目と、高い事への理由は。

A：名寄市民は納税意欲が高いのに加えて、過去において徴収を厳しく対応してきた。また、職員の努力もあって納税率が高くなるよう、納税相談も増えてきている事が収納率の高い要因だと考える。

2. 令和3年第3回市議会定例会補正予算提出案件について

・補正予算の考え方についての報告を受けた。

・なお、固定資産税・都市計画税の課税（経年減点補正の適用）誤りによる還付金等の発生については、発覚の経過、評価に関する取扱い及び今後のチェック体制について、確認があった。

【健康福祉部】

1. 第3回定例会提案予定の議案について

・条例の一部改正と補正予算の考え方についての報告を受けた。

2. こどもの遊び場整備事業のスケジュールについて

7月13日(火) 委託契約 委託先 北昭産業株式会社
10月上旬 遊び場遊具搬入
11月中旬 プレオープン予定

【質疑】

Q: 11月中旬にプレオープン予定であるが、コロナ感染症の影響は。

A: オープン時期の、名寄市全体の公共施設の運用と併せて検討していく。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染状況及び感染対策について

- ・国では、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の追加を含めて、一層強化している。
- ・北海道も新規感染者が増加しているため、8月14日から「まん延防止等重点措置」地域を札幌市周辺の市町村(20日から旭川市を追加)に拡大し、更なる感染対策の検討を行っている。
- ・名寄市も7月下旬から毎週新規感染者が確認されており、上川総合振興局のチラシも活用しながら、感染対策を市民に周知していく。

(2) ワクチン接種について

① 接種及び予約状況について(8月18日現在)

○接種率について

- ・65歳以上1回目が92.2%、2回目が90.4%
- ・12~64歳は、1回目が45.2%、2回目が22.2%

○予約状況及び予定接種率について。

- ・予約枠については、予約状況を見ながら医療機関とも協議し随時拡大していますが、8月分の予約については残りわずかとなっている。また、ファイザー製ワクチンは確保出来ている。

② 9月以降の接種スケジュールについて

- ・名寄市民文化センターの集団接種会場において、9月3日午後3時30分からと9月5日午前9時30分からの予約を8月20日午前9時受付開始する。
- ・上記の予約状況を見ながら、今後も継続して接種できるように予約方法を検討する、また予約状況を見て、接種会場の変更も検討していく。

【市立総合病院】

1. 令和3年第3回定例会提出予定議案について

- ・条例の一部改正と補正予算の考え方についての報告を受けた。

2. 令和3年度 市立総合病院第1四半期の収支について

- ・医業収益は、入院及び外来ともに前年同期を上回っているが、医業費用の増加により(コロナウイルス感染症による補助金が未確定)第1四半期の純利益は、225,753千円のマイナスである。

以上

第 11 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年10月26日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の審査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【健康福祉部】

1. 第3期名寄市地域福祉計画の策定について

- ① 第3期名寄市地域福祉計画（案）について、保健医療福祉推進協議会地域福祉部会においての、素案内容の説明を受けた。
- ② 素案作成にあたり、18歳以上の市民2,000人を「地域別・年代別・男女別」、無作為抽出でアンケートを実施した。調査時期令和3年7月12日～8月10日（回収票840票、40.2%）
- ③ 今後のスケジュールは、10月25日及び11月下旬に部会を開催し、12月上旬に計画の答申。12月中旬又は下旬からパブリックコメント実施。

【質疑】

- Q：計画案の人口推計資料が、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年10月策定）を使用しているが、実態にあった人口推計はなかったのか。
- A：名寄市総合計画が上位計画であり、総合計画と整合性を持たすために使用している。
- Q：アンケート結果の、町内会活動状況の現状をどのように把握しているのか。
- A：厳しい現状は理解している。施策なのか手助けなのか充分検討していく。
- Q：アンケート結果の情報入手手段でホームページやブログ、SNSが多くなっているが、今後の情報伝達方法は。
- A：福祉施策だけに限らず、HP・SNS・ライン・フェイスブック等の媒体を使い、情報発信を行うべく調整を進めている。

2. こどもの遊び場整備事業について

- ① 名寄市こどもの遊び場平面図で、遊び場遊具配置概略の説明を受ける。
- ② 遊具の到着遅れ（海外調達）等により、12月オープン予定（当初より1ヶ月遅れ）
- ③ 愛称募集は10月29日期限で進めており、11月中旬選考委員会で決定する。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 感染状況及び感染対策について

- ・全国の新規感染者数は減少し、北海道においても20人を切る日が続いている。しかし、年末年始にかけて人の移動が多い時期になり、第6波の可能性も懸念される。
- ・一方、全国各地において飲食店での「ワクチン・検査パッケージ」の実証実験を行いながら、経済対策が取り組まれている。
- ・また、北海道では、飲食店における感染防止対策の認証制度（通称：第三者認証制度）の申

請受付（10月22日から全道域に拡大）、現地調査、認証作業を順次行うなど、11月1日からの本格的な経済活動再開に向け準備を進めている。

- ・本市においても、これまでの感染予防対策の継続・徹底とともに、プレミアム付商品券の発行等による経済回復に向けた取り組みを進めている。

(2) ワクチン接種について

① 接種率について

- ・10月21日現在のワクチン接種状況は、65歳以上2回目接種93.1%、12歳～64歳の2回目接種は80.5%で、全体では85.1%である。

② 今後の1回目接種スケジュールについて

- ・接種予約は11月7日（保健センター会場）と11月9日（ふうれん健康センター会場）分を受け付ける。その後の予約受付方法等は、現在の予約状況をみながら検討する。
- ・12歳から15歳の接種は、名寄市立総合病院で継続して行う。

③ 3回目のワクチン接種について

- ・国から「概ね8か月以上経過した際に開始できるよう、対象者の抽出や接種券の発送準備等を行うこと」の事務連絡があり、優先接種を行った医療従事者等から順次接種ができるよう、医療機関等の協力をいただきながら進めている。

【質疑】

Q：抗原検査キットの取り扱いは。薬局等で購入し結果は個人判断なのか。

A：正確な情報が届いていない。効果等は今後検証していきたい。

Q：3回目接種のワクチンの銘柄は。

A：交差接種の通知は来ていないので、当面はファイザー製でスタートする。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義